

川俣町では、民間賃貸住宅を借りて 移住または二地域居住される方へ

最大 **30** 万円の支援金を交付します。

「移住」とは？

川俣町外の地域から住民票の異動を伴い川俣町へ転入し、1年以上継続して居住する意思をもって主たる生活拠点を川俣町に構えることをいいます。

「二地域居住」とは？

川俣町外に主たる生活拠点を構えつつ、川俣町へ住民票の異動を行わずに1年のうち通算して1か月以上を川俣町で生活することをいいます。

主な要件

① 連続して3年以上、川俣町外の地域に在住している方

※ 令和3年9月30日以前から既に、川俣町を生活の本拠とされていた方、川俣町で二地域居住されていた方は対象外です。

② 自らの意思で、町外から川俣町の民間賃貸住宅へ定住し、就業する方。

「定住」とは・・・

- ・ 移住の場合は、川俣町に1年間以上生活の本拠を有していることをいいます。
- ・ 二地域居住の場合は、二地域居住の期間(二地域居住の終了と同時に川俣町へ転入した場合は、転入後、川俣町に生活の本拠を有している期間を含む)が少なくとも1年間継続していることをいいます。

③ 川俣町の住居を自らの資金で賃借している方。

※ 以下の補助金等のいずれかの交付対象となる方は、当支援金の対象外です。

- ・ 「かわまた移住支援給付事業補助金」
- ・ 「川俣町二地域居住支援金」
- ・ 福島県が施行する「福島県12市町村移住支援金交付事業」

④ 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約している方、又は、自ら事業(一次産業を含む)を営んでいる方。

交付の流れ

川俣町の住居を賃借し、
移住または二地域居住を開始

登録届の
提出

3か月後以降、
交付申請

審査の結果、交付要件に該当
する場合は支援金を交付

お問合せ 詳しくは川俣町のホームページをご覧ください。

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/list136-872.html>

(川俣町ホームページトップから「くらし・手続き」>「移住・定住」>「移住支援金」)

川俣町移住・定住相談支援センター 電話：050-3117-2275(8:30~17:15 土日祝日定休)

メール：iju@kawamata-gurashi.jp

